

大津市産業廃棄物処理施設の 設置に係る紛争の予防及び 調整に関する条例のあらまし

大津市

大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防 及び調整に関する条例（手続条例）について

手続条例の目的

産業廃棄物処理施設の設置にかかる計画の事前公開、関係住民の生活環境保全上の意見の提出、市が行う意見の調整及びあっせん等に関し必要な事項を定めることにより、産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整を図ることを目的に平成26年7月より施行されています。



手続条例の対象となる行為

産業廃棄物処理施設を新たに設置する場合や、産業廃棄物処理施設の処理能力を大幅に変更する場合等で、変更により生活環境保全上の見地から支障が生じる場合に、あらかじめ手続条例で定めた手続きを実施する必要があります。



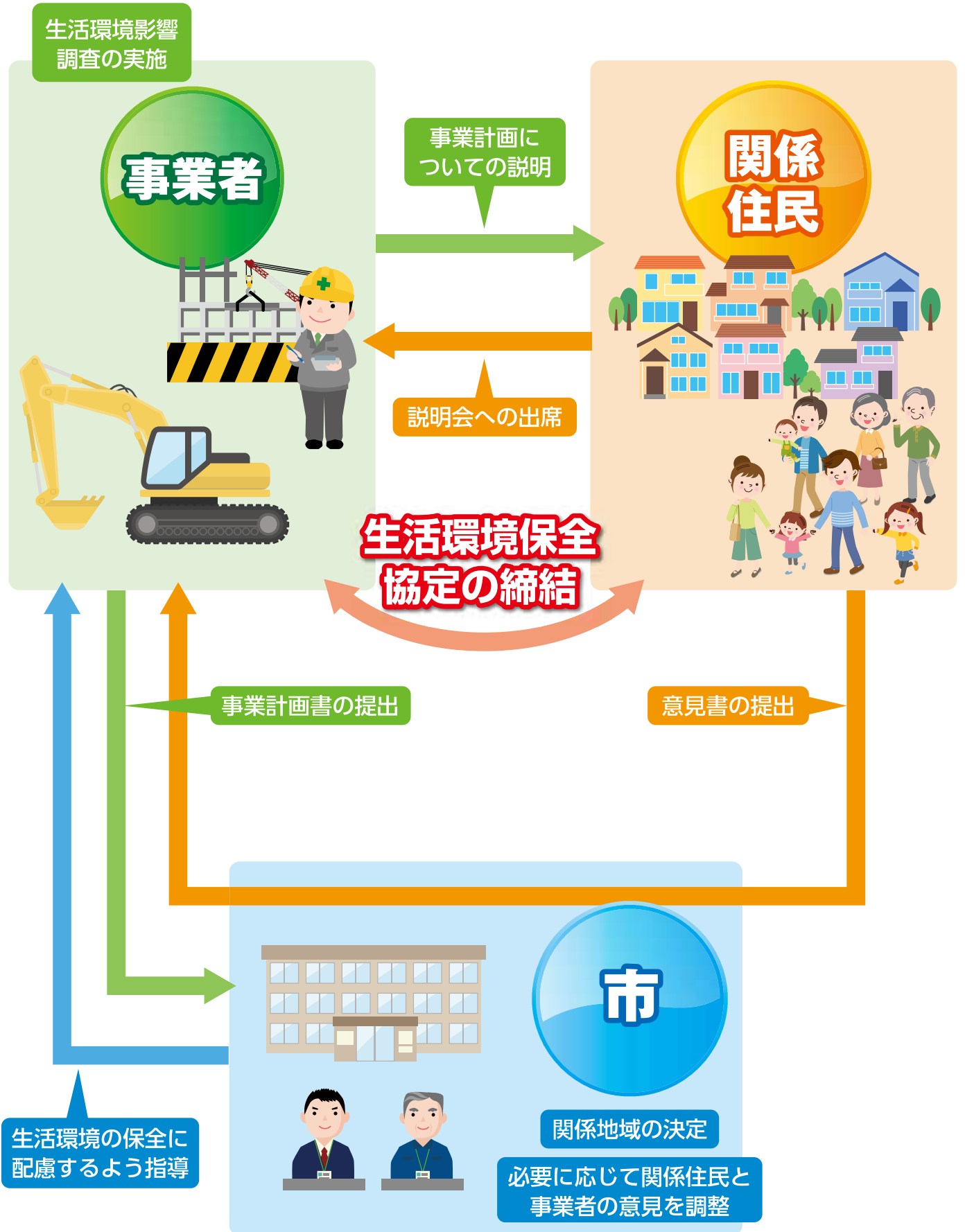
市の役割

市は、事業者に対し、関係地域の生活環境の保全に十分配慮するよう指導するとともに、必要があると認めるときは、事業計画について関係住民と事業者との意見の調整を行います。



手続条例のイメージ

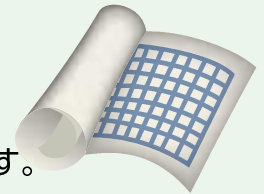
事業者・関係住民・市の関係は次のとおりとなります



産業廃棄物処理施設を設置しようとする事業者は、 事前に以下の手続きが必要になります

事業計画書の提出

- 産業廃棄物処理施設の新たな設置等に関して、事前に事業計画書を市長に提出することが必要です。
- 事業計画書には、生活環境影響調査実施計画書の添付が必要です。



関係住民へ事業計画の内容を説明

- 事業者は、事業計画説明会を開催し、関係住民に事業計画の内容を説明しなければなりません。



生活環境影響調査の実施

- 事業者は生活環境影響調査実施計画書に基づき、生活環境影響調査を実施しなければなりません。
- また、生活環境影響調査実施後に説明会を開催し、その内容について関係住民に周知する必要があります。



環境保全協定を締結するよう努める必要があります

- 事業者は、関係住民の代表者と、関係地域の生活環境の保全上必要な事項を内容とする生活環境保全協定を締結するよう努めなければなりません。



関係住民は、意見書を提出することができます

事業者から事業計画についての説明を受けます

- 事業計画書を提出した事業者により、関係住民へ向けて事業計画説明会が開催されます。
- 生活環境影響調査実施後、その結果についても事業者から関係住民へ周知されます。



関係住民は、意見書を提出することができます

- 関係住民は、事業計画説明会后、生活環境の保全上の見地から、市長へ一定期間内に意見書を提出することができます。
- 同様に、生活環境影響調査結果説明会の後、生活環境の保全上の見地から、市長へ一定期間内に意見書を提出することができます。



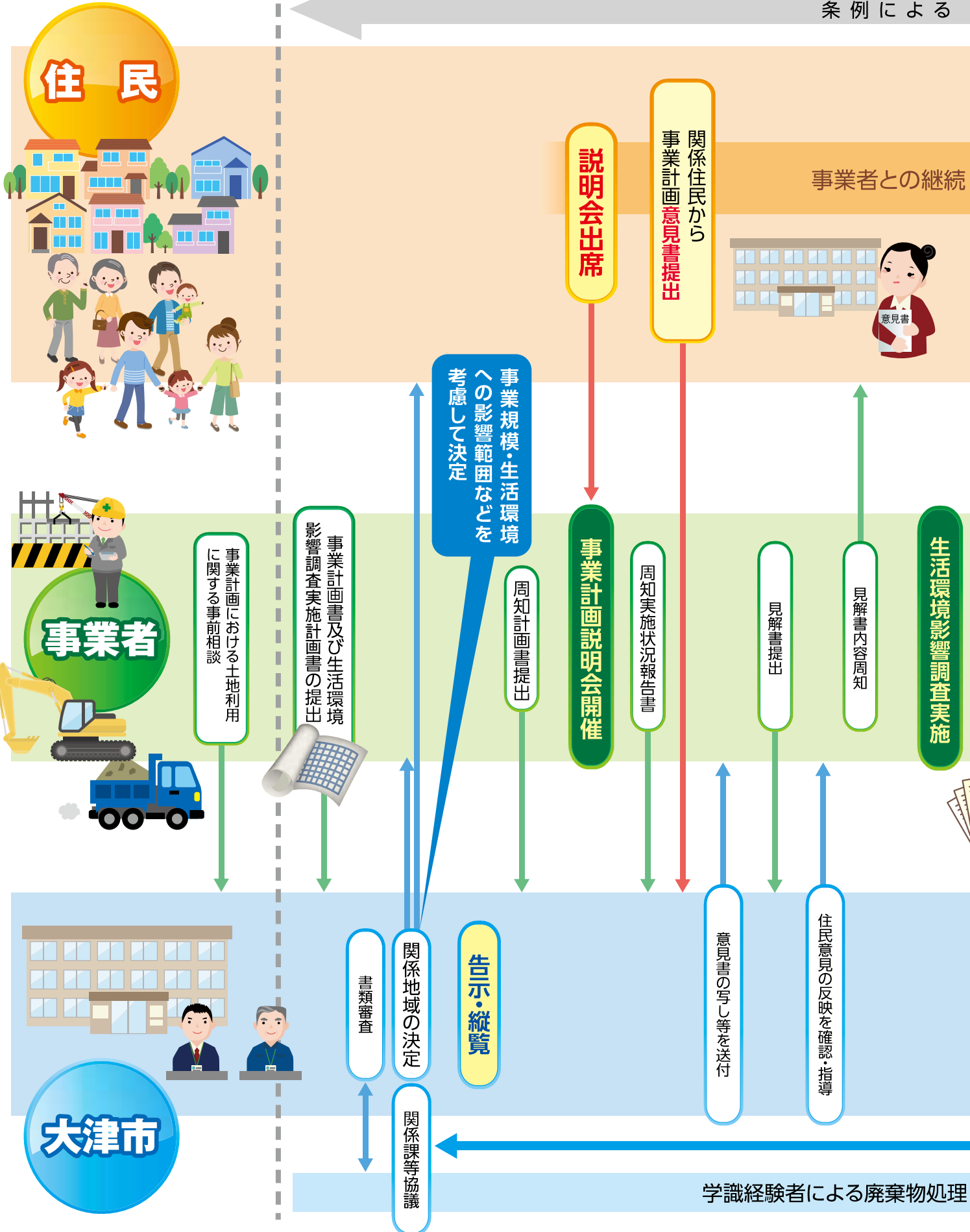
生活環境保全協定の締結について協力するよう努める必要があります

- 関係住民は、事業者と生活環境保全協定の締結について協力するよう努めなければなりません。



手続条例の流れ

条例による



手続き

法による手続き

※1
締結が困難な場合、関係住民又は事業者の申請に基づき、市が、必要に応じて大津市公害紛争調整委員会の意見を聴くなどして、あつせんを行う。

説明会出席

関係住民から生活環境調査
結果意見書提出

生活環境保全上の意見提出

した協議



※1
生活環境
保全協定
締結

生活環境影響調査結果
報告書提出

生活環境影響調査結果に
係る説明会開催

周知実施状況報告書

見解書提出

見解書内容周知

生活環境保全協定書写しの提出

生活環境保全誓約書の提出

許可申請提出

施設設置等



意見書の写し等を送付

住民意見の反映を確認・指導

※生活環境保全協定が締結
できない場合

告示・縦覧

許可証等交付
許可又は不許可判断
欠格要件照会

※最終処分場、焼却施設以外
の施設の場合、不要

報告書審査

告示・縦覧

施設設置に係る意見聴取会

手続不履行への対応

手続条例に規定する手続の全部若しくは一部を正当な理由なく行わず、又は不正若しくは不誠実な方法でこれを行った場合、市長は当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告します。さらに事業者が勧告に従わない場合、市長は、その事実を公表します。

用語について

◆ 産業廃棄物

工場や事業場などの事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、汚泥や廃プラスチック類等、政令（※2）で定められた20種類の廃棄物をいいます。

◆ 産業廃棄物処理施設

法（※1）第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設のほか、法律で定める規模要件未満の施設及び政令（※2）第7条各号に該当しない施設についても、産業廃棄物処理施設として手続条例の対象としています。

（例：最終処分場、木くずの焼却施設、がれき類の破碎施設、廃プラスチック類の圧縮施設など）

◆ 関係地域

産業廃棄物処理施設の設置に伴い、生活環境の保全上の支障が生じるおそれがある地域として、事業用地の周囲の地形、気象、人口、自然条件、土地利用、交通の状況や事業計画書の内容等を総合的に勘案し、手続条例の中で市長が定める地域をいいます。

◆ 関係住民

関係地域内に住所を有する者、関係地域内で事業活動を行う者その他産業廃棄物処理施設の設置に伴い生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあり利害関係を有すると市長が認める者をいいます。

◆ 生活環境影響調査

大気、水質、騒音、振動、悪臭、土壌、地盤、生物、景観等の事項のうち、産業廃棄物処理施設の設置が周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものについての調査のことをいいます。

◆ 生活環境保全協定

関係地域の生活環境の保全上必要な事項を内容とした、事業者と関係住民の代表者との間で締結される協定のことをいいます。

※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日 法律第137号）

※2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年9月23日 政令第300号）

手続条例に関する問い合わせ先

大津市役所 環境部 産業廃棄物対策課

〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3番1号 大津市役所 新館3階

TEL 077-528-2062

FAX 077-523-1560

E-mail otsu1710@city.otsu.lg.jp

ホームページ <http://www.city.otsu.lg.jp/>